

私たち組合員の助け合いによる JR東日本労働組合独自の 共済制度です!!

ふれあい共済制度



ふれあい共済制度

年金払特約付新・団体定期保険



重病克服支援制度

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、
代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(II型)

ふれあい共済制度は保険料率の改定により、
掛金が下がります！

本制度の特長

- 手ごろな掛け金で充実した保障
相互扶助のための団体保険ですから、掛け金がお手ごろです。
- 毎年見直しができ、手続きが簡単
ライフスタイルの変化に応じて、必要な保障が、毎年、手軽に見直せます。
- 請求の手続きが安心・迅速
ご請求の際は、JR東日本労働組合が窓口となり、確実な支払いをしっかりとサポートします。
- 配当金で実質負担は軽減
年に1回、収支計算を行い、剰余金は配当として還付します。
※重病克服支援制度には配当金はありません。



【注意喚起情報】・【契約概要】はP1~4に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

■本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。



保険金や給付金をお支払いできないことがあります。



表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認ください。

■本パンフレットは全ページを通して、右部に該当ページの記載項目を表示しています。ご覧になられている項目の確認などにご利用ください。(記載項目の取り揃えは以下の通りです)

ご加入いただける方	注意喚起情報・契約概要	ふれあい共済制度のコンセプト	ふれあい共済制度	重病克服支援制度
ご注意いただきたいこと				

申込締切日

2018年8月31日(金)

責任開始期
(加入日)

2019年1月1日(火)

[契約者] JR東日本労働組合

① ご加入いただける方

	本人	配偶者
ふれあい共済制度	組合員で、17歳6ヶ月を超え65歳6ヶ月までの方 [年齢は2019年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	15歳6ヶ月を超え65歳6ヶ月までの方
重病克服支援制度	組合員で、17歳6ヶ月を超え65歳6ヶ月までの方 ※ふれあい共済制度への加入が要件となります。 [年齢は2019年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	17歳6ヶ月を超え65歳6ヶ月までの方

[その他ご加入にあたっての注意事項]

- 配偶者については、本人の加入が条件です。(配偶者のみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者も同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者は同時に脱退となります。

⚠ ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。 P2 →

② 注意喚起情報・契約概要

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について



保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかつた代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。

解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しきれないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したときなど

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参考ページをご確認ください。

P.17 →

2 告知内容について



- ◎現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- ◎申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ◎正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

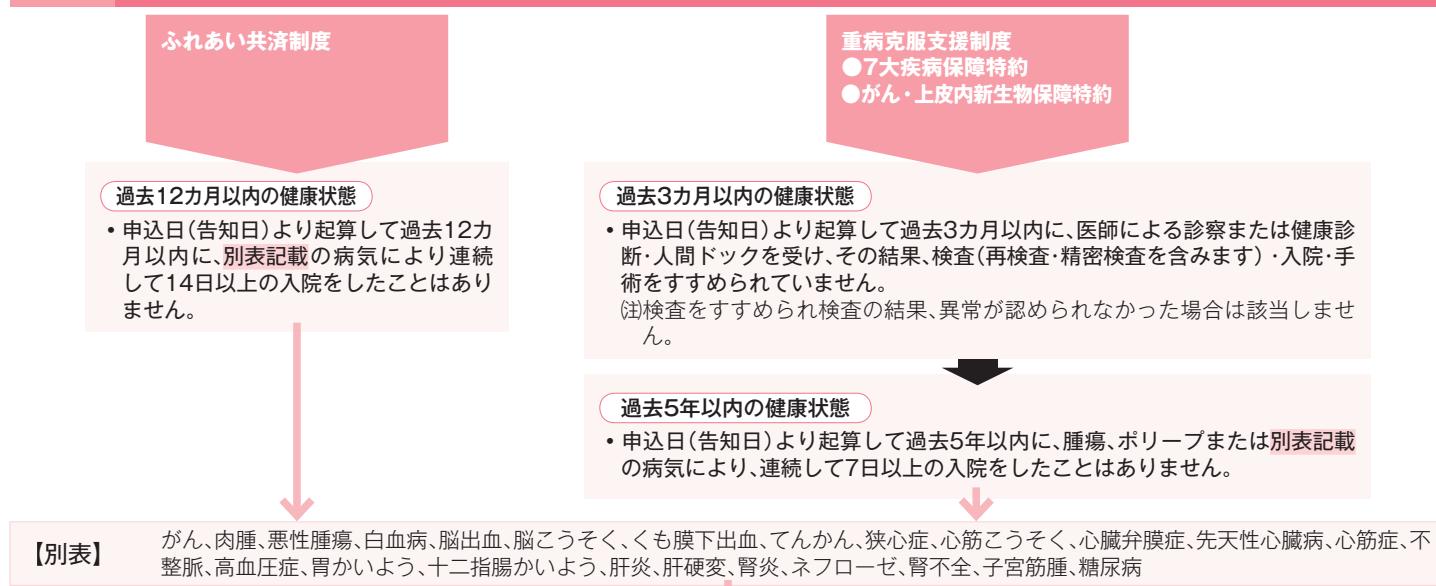
告知内容をご確認ください。

ご加入いただける方の詳細につきましては「ご加入いただける方」P.1をご参照ください。

Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

現在の就業状態	本人	現在の健康状態	配偶者
<ul style="list-style-type: none">病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。		<ul style="list-style-type: none">医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。	

Step2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。



重病克服支援制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。

現在までの健康状態	・申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。
	<ul style="list-style-type: none">企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<重病克服支援制度の場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口

0120-661-320

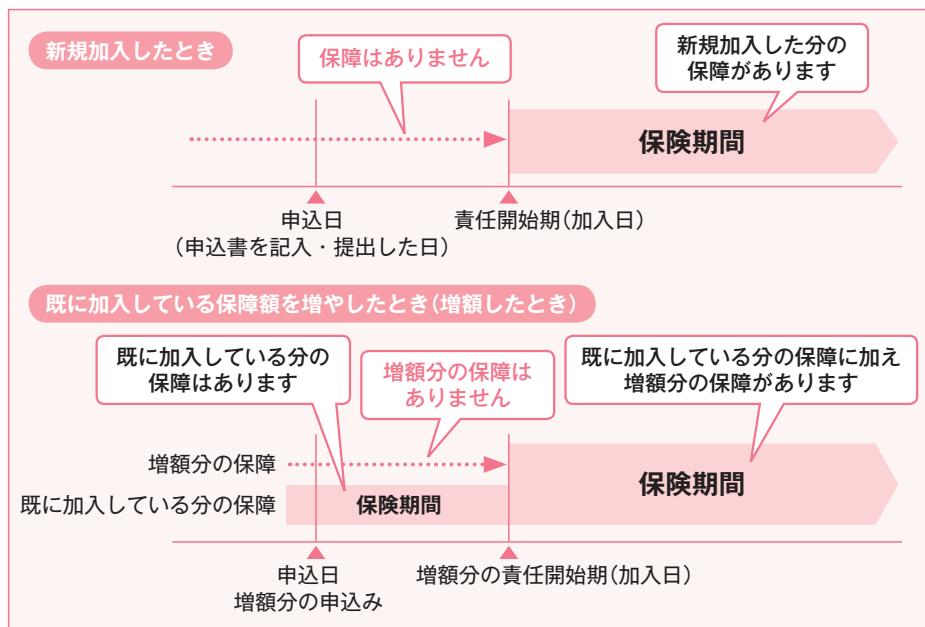
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

3 責任開始期（加入日）について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期（加入日）といい、右記の通り、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。

なお、この保険の責任開始期（加入日）は、表紙に記載しています。

高度障害保険金、給付金等は、責任開始期（加入日）以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた（入院をされた）ときにお支払いします。責任開始期（加入日）前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



- ◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期（加入日）からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

◎保険金・給付金などのご請求は、団体（契約者）経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

◎被保険者の遺言により死亡保険金（給付金）受取人を変更することはできません。

◎死亡保険金（給付金）受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金（給付金）をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金（給付金）をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

◎お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日）前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

◎ご照会・ご相談窓口等

●指定紛争解決機関

この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。

●生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 P.18

告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 P.2

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。

保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容（保険金や給付金をお支払いする主な場合）や保険料

◎主な保障内容

保障内容（保険金額・給付金額、付加された特約）は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

ふれあい共済制度

P.7

重病克服支援制度

P.13

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

◎保険料【控除方法】

毎月27日に加入者の指定された口座より振替します（初回は12月27日より）

3 配当金

◎配当金の対象となる商品（下記以外の保険は無配当保険ですので、配当金はありません。）

ふれあい共済制度

ふれあい共済制度は、1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

2018年4月2日更新契約からは、昨今の死亡率低下などを反映した保険料率改定を行なっています。保険金支払などが過年度と同条件であった場合でも剰余金が減り、配当率が低下します。

なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

[ふれあい共済制度] [重病克服支援制度]

明治安田生命保険相互会社

③ ふれあい共済制度のコンセプト

なぜ、この共済が必要なの？

組合員に万が一（死亡・高度障害）のことがあった場合…
残された家族は生活の大きな支えを失うことになり、
経済的不安 **精神的不安** を抱えることとなります。

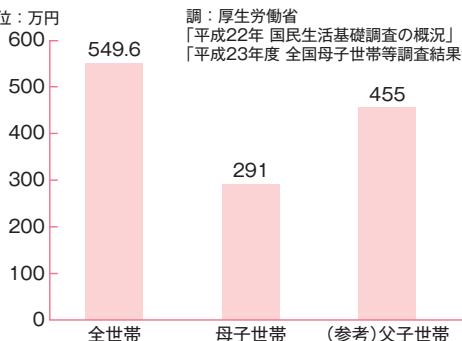


一時金で受け取る保険金、死亡退職金などは？

残されたご家族への保障制度としては、一般的な生命保険等がありますが、ほとんどは一時金で支払われているのが現状であり、一時金を計画的に使用することは困難なようです。
その結果、残されたご家族にとって子どもの進学に影響が出る等種々の問題が発生しています。一時金は、生活復興資金に充当されるべきものであり別途毎月の生活費確保が重要となります。

母子世帯の平均収入
母子世帯の平均年間収入は、全世帯の半分程度です。

調：厚生労働省
「平成22年 国民生活基礎調査の概況」
「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告」



公的遺族年金の額は現在の基準でおよそ2万円から14万円※であり、今の生活水準を維持することは困難です。

※公的遺族年金額は厚生労働省のH28年度賃金構造基本統計調査より当社が算出しました。実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。



そこでJR東日本労働組合として残された家族を支援できるしくみを運営しています。

この現状を踏まえ、JR東日本労働組合として「組合員間の相互扶助」の精神に基づき、独自に経済面・精神面両面から、残された家族を支援できるしくみを運営することにより組合員が安心して働ける環境作りを目指しています。



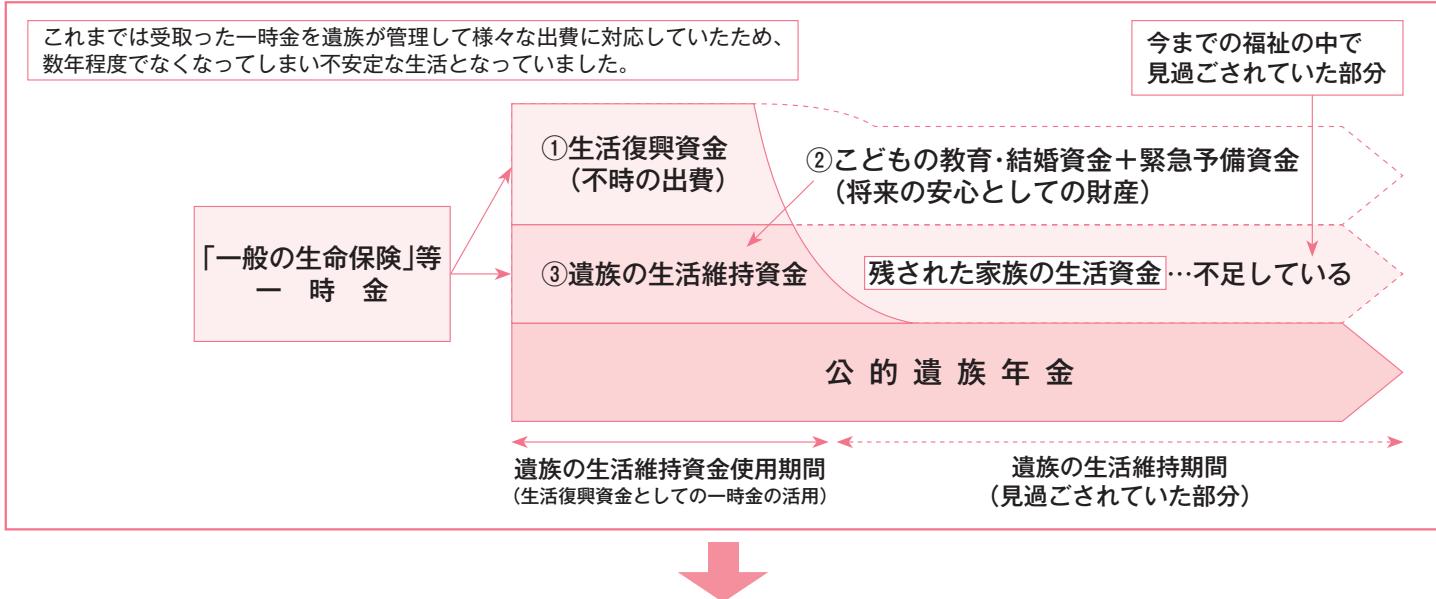
ふれあい共済制度でベースとなる生活費を確保できます。

ふれあい共済制度に加入することにより、万が一（死亡）の場合でも残された家族は長期間確実に生活費を受け取ることができます。

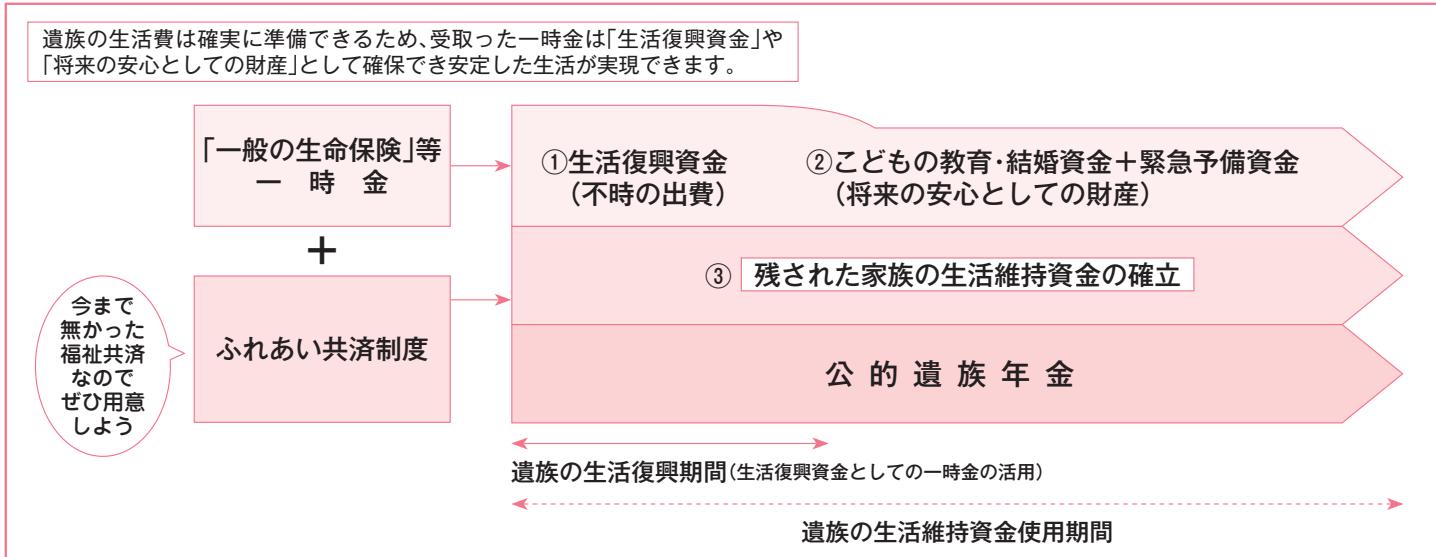


ふれあい共済制度の福祉コンセプト概要

■今までの福祉のイメージ



■ふれあい共済制度に加入すると



死亡保障必要金額には、**生活復興資金**・**生活維持資金**・**その他の準備資金**があります。

生活復興資金とは ……死亡に伴う必要資金であり、万が一の場合にまず必要とされる資金です。
「葬儀費用」・「ローンの返済」・「相続税の支払」などがあります。

生活維持資金とは ……残された家族の日々の生活の中で、必要となる資金です。(「家族の生活費」)

その他の準備資金 ……その他子どもの教育・結婚資金・緊急予備資金といった
「将来の安心としての財産」も必要です。

- したがって、本来であれば別々に準備するべきですが、生活維持資金を準備する制度がなく、残された家族は、受け取った生命保険などの一時金を管理して **生活復興資金**・**生活維持資金**・**その他の準備資金** とにわけて利用していました。
- ふれあい共済制度により、生活維持資金は確保されますので、「一般的生命保険」等で受け取った一時金は、生活復興資金と将来の安心としての財産として確保することができます。



経済的サポート編

必要な生活費を長期間(必要な期間)支援します。



- ◎万一のこと(死亡)があった場合、残されたご家族の生活費は、一般的に在職中の給与の50%～70%と言われています。
- ◎「ふれあい共済制度」に加入することで、公的遺族年金を補完し、家族の生活費を長期間支援します。

(残されたご家族の必要生活費) 厚生労働省のH28年度賃金構造基本統計調査より当社が算出したモデル値であり、実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。

年齢	現金給与月額 ①	遺族の必要生活費割合 ②	遺族の生活費 (①×②) ③	公的遺族年金 ④	差額 ③-④	家族モデル
18~25 歳	約 25.3 万円	50%	約 12.7 万円	約 2.5 万円	約 10.2 万円	配偶者
26~30	33.1	60%	19.9	11.5	8.4	配偶者+子1人
31~35	38.7	70%	27.1	13.8	13.3	配偶者+子2人
36~40	43.2	70%	30.2	14.1	16.1	配偶者+子2人
41~45	47.7	70%	33.4	14.2	19.2	配偶者+子2人
46~50	52.3	70%	36.6	13.3	23.3	配偶者+子2人
51~55	53.5	50%	26.8	11.8	15.0	配偶者
56~60	48.2	50%	24.1	13.2	10.9	配偶者

組合員の万が一(死亡)の場合、準備すべき月額生活費

46歳男性(本人)の加入例 7コースに加入の場合



意向確認【ご加入前のご確認】

ふれあい共済制度は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

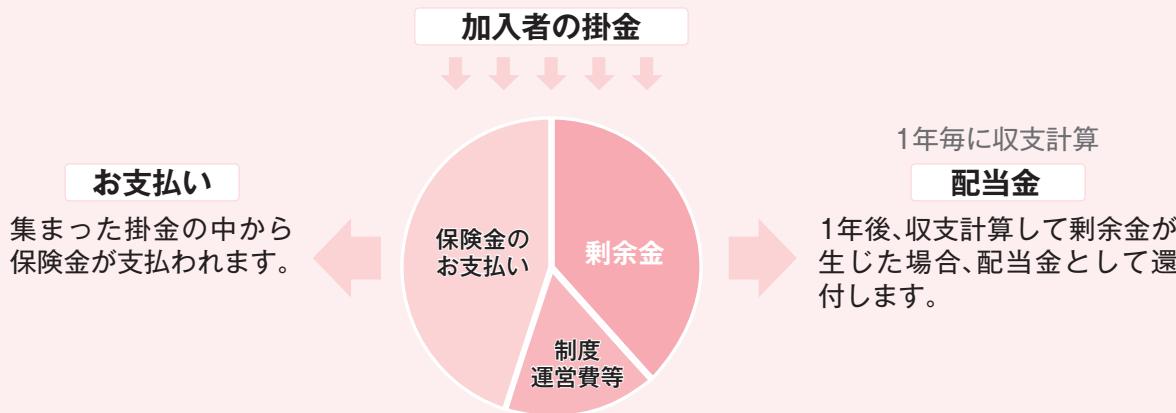
保障内容等(契約概要部分)・掛金

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

配当のしくみ (イメージ図)

加入者が増えるほど制度は安定します。



※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※配当金額は加入コースにより異なります。

※重病克服支援制度には配当金はありません。

- ①加入している組合員がお互いに掛金を拠出して1つの共済基金を構成します。
- ②組合員に万が一(死亡・高度障害)のことがあった場合、拠出された掛金の中から残された家族(高度障害の場合は本人)に年金を給付します。
- ③一年毎に全体の収支計算を行い剩余金が生じた場合は配当金として還付します。
- ④みんなで不幸があった組合員を助け、みんなに助けられる職場での助け合いの制度です。

本 人

申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払掛金(円)	
		年金原資【死亡・ 高度障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	男性	女性
7	18～35歳 (1983.7.2～2001.7.1)	1,784	25	6.6	1,984	2,415	1,933
	36～40歳 (1978.7.2～1983.7.1)	1,479	20	6.6	1,606	2,344	2,137
	41～45歳 (1973.7.2～1978.7.1)	1,150	15	6.7	1,219	2,267	1,899
	46～50歳 (1968.7.2～1973.7.1)	794	10	6.8	821	2,114	1,741
	51～55歳 (1963.7.2～1968.7.1)	569	7	6.9	580	2,159	1,647
	56～60歳 (1958.7.2～1963.7.1)	413	5	6.9	417	2,267	1,531
	61～65歳 (1953.7.2～1958.7.1)	413	5	6.9	417	3,332	1,944
5	18～35歳 (1983.7.2～2001.7.1)	1,274	25	4.7	1,417	1,778	1,434
	36～40歳 (1978.7.2～1983.7.1)	1,057	20	4.7	1,148	1,728	1,580
	41～45歳 (1973.7.2～1978.7.1)	821	15	4.8	870	1,671	1,408
	46～50歳 (1968.7.2～1973.7.1)	568	10	4.8	587	1,565	1,298
	51～55歳 (1963.7.2～1968.7.1)	406	7	4.9	414	1,594	1,228
	56～60歳 (1958.7.2～1963.7.1)	295	5	4.9	297	1,672	1,147
	61～65歳 (1953.7.2～1958.7.1)	295	5	4.9	297	2,433	1,442
3	18～35歳 (1983.7.2～2001.7.1)	765	25	2.8	851	1,141	935
	36～40歳 (1978.7.2～1983.7.1)	634	20	2.8	688	1,111	1,022
	41～45歳 (1973.7.2～1978.7.1)	493	15	2.9	522	1,077	920
	46～50歳 (1968.7.2～1973.7.1)	341	10	2.9	352	1,014	853
	51～55歳 (1963.7.2～1968.7.1)	244	7	2.9	248	1,032	812
	56～60歳 (1958.7.2～1963.7.1)	177	5	2.9	178	1,077	762
	61～65歳 (1953.7.2～1958.7.1)	177	5	2.9	178	1,534	939
1	18～35歳 (1983.7.2～2001.7.1)	100	-	-	-	310	283
	36～40歳 (1978.7.2～1983.7.1)	100	-	-	-	331	317
	41～45歳 (1973.7.2～1978.7.1)	100	-	-	-	366	334
	46～50歳 (1968.7.2～1973.7.1)	100	-	-	-	428	381
	51～55歳 (1963.7.2～1968.7.1)	100	-	-	-	532	442
	56～60歳 (1958.7.2～1963.7.1)	100	-	-	-	689	511
	61～65歳 (1953.7.2～1958.7.1)	100	-	-	-	947	611

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わった場合、掛金は前年度と変わります。

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定期率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受け会社が定める基礎率および引受け金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

・この保険は、年齢により保険金額が決まります。本人の保険金額が、配偶者の保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。

・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

・年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。

・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合をお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

		配偶者					
申込 口数(口)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払掛金(円)	
		年金原資【死亡・ 高度障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)	男性	女性
7	16～35歳 (1983.7.2～2003.7.1)	413	5	6.9	417	516	405
	36～40歳 (1978.7.2～1983.7.1)	413	5	6.9	417	603	545
	41～45歳 (1973.7.2～1978.7.1)	413	5	6.9	417	748	615
	46～50歳 (1968.7.2～1973.7.1)	413	5	6.9	417	1,004	809
	51～55歳 (1963.7.2～1968.7.1)	413	5	6.9	417	1,433	1,061
	56～60歳 (1958.7.2～1963.7.1)	413	5	6.9	417	2,082	1,346
	61～65歳 (1953.7.2～1958.7.1)	413	5	6.9	417	3,147	1,759
5	16～35歳 (1983.7.2～2003.7.1)	295	5	4.9	297	369	289
	36～40歳 (1978.7.2～1983.7.1)	295	5	4.9	297	431	389
	41～45歳 (1973.7.2～1978.7.1)	295	5	4.9	297	534	440
	46～50歳 (1968.7.2～1973.7.1)	295	5	4.9	297	717	578
	51～55歳 (1963.7.2～1968.7.1)	295	5	4.9	297	1,024	758
	56～60歳 (1958.7.2～1963.7.1)	295	5	4.9	297	1,487	962
	61～65歳 (1953.7.2～1958.7.1)	295	5	4.9	297	2,248	1,257
3	16～35歳 (1983.7.2～2003.7.1)	177	5	2.9	178	221	173
	36～40歳 (1978.7.2～1983.7.1)	177	5	2.9	178	258	234
	41～45歳 (1973.7.2～1978.7.1)	177	5	2.9	178	320	264
	46～50歳 (1968.7.2～1973.7.1)	177	5	2.9	178	430	347
	51～55歳 (1963.7.2～1968.7.1)	177	5	2.9	178	614	455
	56～60歳 (1958.7.2～1963.7.1)	177	5	2.9	178	892	577
	61～65歳 (1953.7.2～1958.7.1)	177	5	2.9	178	1,349	754

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛け金は前年度と変わります。

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定期率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受け会社が定める基礎率および引受け金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

・記載の掛け金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：185円

保険金のお支払いに関するご注意



- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者についても同時に脱退となります。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合をいいます。
 - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの^{*}
※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 - ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.17

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金をお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)
- 高度障害保険金について
 - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.17

精神的サポート編

ふれあい共済制度には組合員に万が一(死亡・高度障害)の場合、金銭的支援だけではなく精神的サポートをしていく制度もあり、それらの案内を遺族に組合が直接行います。

生活 ガイダンス

あなたの気持ちを大切に伝えます。
残されたご家族の“不安”“悩み”が少しでもなくなるよう、組合がご家族と面談し、“心の支援”を行います。

ご家族は経済的な不安はもちろんのこと、精神的にも大きな不安をかかえています。
ご家族を組合に招き、**当面の不安・将来の不安**を少しでも軽減できるように相談に応じていきます。
また下記のライフガイド・収支推移表などをご提供します。



精神的サポート(面談と説明)

きずな



残されたご家族には、
今後の生活に役立つご説明や、
生活ガイドブックを用意しております。

ライフガイド

残されたご家族の**当面の不安**である公的年金・税金・その他公的な手続きを中心に、
イラスト入りで分かりやすくガイドした手引書です。

内 容

1. 遺族等が受けられる給付
①一時金の給付 ②年金の給付
③ふれあい共済制度

2. 公的に必要な手続き
①世帯主変更に伴う手続き
②相続税の申告の手続き

3. 生活ガイド
①税金 ②教育 ③住宅・就業・貸付
④母子福祉貸付金制度 ⑤公的手続きチェックリスト

収支推移表

家計のシミュレーションを行い、今後「いつ・どれくらい」のお金が必要かをご説明します。

内 容

1. 収入
①遺族厚生年金 ②遺族基礎年金 ③ふれあい共済制度 etc.

2. 支出

- ①生活費用 ②教育費用 etc.

24時間 フリーダイヤル 健康相談

ご家族の健康に関する悩みに24時間体制でお応えします。

内 容

健康・医療・介護・メンタルカウンセリングなど保健医療の専門家が24時間体制で相談に応じ、アドバイスします。
また、医療機関情報、シルバー関連情報を提供します。

⑤重病克服支援制度

【保険期間】2019年1月1日(火)～2019年12月31日(火)



加入対象者



保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。

※特約の付加により保障内容が異なります。

※重病克服支援制度のみの加入はできません。ふれあい共済制度とセットでご加入いただけます。

保障区分	保障内容	保障額	
		本 人・配偶者	
		300 万円	100 万円
主契約	所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態（※1）になったとき	300 万円	100 万円
	【特定疾病保険金】（※2）		
	死亡・所定の高度障害状態のとき		
	【死亡・高度障害保険金】（※2）		
7大疾病 保障特約	所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態（※1）になったとき	150 万円	50 万円
	【7大疾病保険金】（※3）		
がん・ 上皮内 新生物 保障特約	所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき	30 万円	10 万円
	【がん・上皮内新生物保険金】（※3）		



(※1)急性心筋梗塞・脳卒中の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。

(※2)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※3)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

○保険金ごとの保障イメージ <お申込金額300万円の場合>

保険金種類	死亡・高度障害	お支払事由				上皮内新生物	
		特定疾病 悪性新生物 (がん) (※)	急性心筋梗塞	脳卒中	その他の4疾病 重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変		
主契約 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 300万円						
特約 7大疾病保険金			お支払事由のいずれかに該当で 150万円				
特約 がん・上皮内新生物 保険金			← お支払事由のいずれかに該当で 30万円 →				
お支払事由ごとの 保険金額合計	300万円	480万円	450万円	150万円	30万円		

(※)特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。

がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

意向確認【ご加入前のご確認】

重病克服支援制度は、悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になったとき、もしくは所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

約款規定については引受保険会社のホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保険金のお支払いに関するご注意

!**被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。**

保険金種類と お支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾患例 ^{*1}
特定 疾病 保険 金 ^{*13}	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{*2} 悪性新生物と診断確定 ^{*3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{*4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{*5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{*6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 ^{*7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、脳卒中を発病 ^{*5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 ^{*7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、糖尿病を発病 ^{*5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{*8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{*5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{*9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的人工透析療法 ^{*10} を開始したとき	
がん・上皮内新生物 保険金	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{*11}	
		加入日前を含めてはじめて ^{*12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{*3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{*5} により所定の高度障害状態になられたとき	

*1 お支払対象とならない疾には、上記のほか、無配当特定疾病保険定期保険(II型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾も含まれます。詳細については「ご契約のしおり」約款をご覧ください。

*2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

*3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

*4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。

*5 疾病の「発病」「(発生)」および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

*6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

*7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経プロックは除きます。

*8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかるインスリン療法は含まれません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。

*9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約7大疾病保険特約(特定疾病定期II型)付表3をご覧ください。)を示す状態。

*10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。

*11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることができます。

*12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効となります。

*13 7大疾病保険金のお支払事由にかかる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することができます。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 P.17

●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者

※本人について定められた特定疾病保険金・7大疾病保険金・がん・上皮内新生物保険金・死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

ただし、本人の特定疾病保険金・7大疾病保険金・がん・上皮内新生物保険金・高度障害保険金が支払われて脱退となつた場合かつ本人が団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保険定期保険(II型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

掛金

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

◎月額掛金 <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額300万円・100万円>

年齢【保険年齢】 (生年月日)	男性						
	本 人・配偶者						
	300万円			100万円			
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮 内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮 内新生物 保障特約	
	300万円	150万円	30万円	100万円	50万円	10万円	
18~20歳 (1998.7.2~2001.7.1)	663円	240円	48円	221円	80円	16円	
21~25歳 (1993.7.2~1998.7.1)	696円	270円	51円	232円	90円	17円	
26~30歳 (1988.7.2~1993.7.1)	756円	315円	63円	252円	105円	21円	
31~35歳 (1983.7.2~1988.7.1)	906円	390円	72円	302円	130円	24円	
36~40歳 (1978.7.2~1983.7.1)	1,215円	465円	75円	405円	155円	25円	
41~45歳 (1973.7.2~1978.7.1)	1,782円	630円	102円	594円	210円	34円	
46~50歳 (1968.7.2~1973.7.1)	2,646円	990円	147円	882円	330円	49円	
51~55歳 (1963.7.2~1968.7.1)	4,158円	1,500円	225円	1,386円	500円	75円	
56~60歳 (1958.7.2~1963.7.1)	6,399円	2,415円	384円	2,133円	805円	128円	
61~65歳 (1953.7.2~1958.7.1)	9,708円	4,020円	630円	3,236円	1,340円	210円	

年齢【保険年齢】 (生年月日)	女性						
	本 人・配偶者						
	300万円			100万円			
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮 内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮 内新生物 保障特約	
	300万円	150万円	30万円	100万円	50万円	10万円	
18~20歳 (1998.7.2~2001.7.1)	525円	240円	51円	175円	80円	17円	
21~25歳 (1993.7.2~1998.7.1)	612円	285円	90円	204円	95円	30円	
26~30歳 (1988.7.2~1993.7.1)	762円	345円	171円	254円	115円	57円	
31~35歳 (1983.7.2~1988.7.1)	1,020円	480円	171円	340円	160円	57円	
36~40歳 (1978.7.2~1983.7.1)	1,329円	675円	171円	443円	225円	57円	
41~45歳 (1973.7.2~1978.7.1)	1,857円	1,095円	225円	619円	365円	75円	
46~50歳 (1968.7.2~1973.7.1)	2,532円	1,410円	261円	844円	470円	87円	
51~55歳 (1963.7.2~1968.7.1)	3,147円	1,710円	297円	1,049円	570円	99円	
56~60歳 (1958.7.2~1963.7.1)	3,987円	2,265円	408円	1,329円	755円	136円	
61~65歳 (1953.7.2~1958.7.1)	5,559円	2,700円	519円	1,853円	900円	173円	

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金をお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき

- ・告知義務違反により解除となったとき
- ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
- ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
- ・重大事由に該当し解除となったとき

- 死亡保険金について

- ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
- ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき

- 高度障害保険金について

- ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
- ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ・過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- ・告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.17

⑥ ご注意いただきたいこと



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。
詳細のご確認については、
以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべてでは網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- *常に介護を要するものとは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

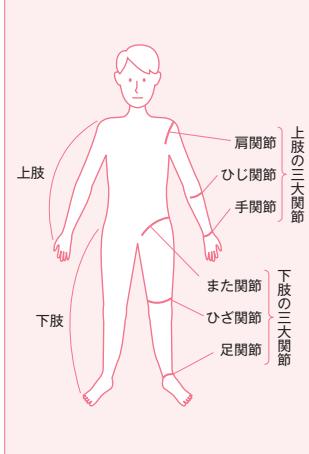
2. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - 声帯全部の動きにより発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

身体部位略図



保険金・給付金をお支払いできない場合について

ふれあい共済制度・重病克服支援制度

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となつたとき
※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があつたとき

「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

ふれあい共済制度

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額

保険金・給付金のお支払いについて

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none">●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問い合わせください。)●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none">●被保険者の故意によるとき●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

重病克服支援制度

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none">●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問い合わせください。)●契約者の故意によるとき●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。)●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none">●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき●契約者の故意または重大な過失によるとき●被保険者の故意または重大な過失によるとき●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

その他

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

重病克服支援制度

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6ヶ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払する特約です。

●代理請求特約「Y」の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。
注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時ににおいて、次の1~5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。
ア. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

*保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約「Y」を付加することはできません。

●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。

●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受生命保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあつたことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。

●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあつた場合、引受生命保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知ることができます。

●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約「Y」の詳細は「ご契約のおりおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剩余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

ご照会・ご相談窓口について

【ご照会・ご相談窓口】

- 制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス「<http://www.seiho.or.jp/>」)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保護機構について

●引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳しくは、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<http://www.seiho.hogo.jp/>」をご覧ください。

ご注意いただきたいこと

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)します。また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社 : <http://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

一死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

お問い合わせ先

◎制度内容に関するお問い合わせ

JR東日本労働組合
03-3453-2107

〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号

◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 広域組織法人部 法人営業第二部
03-3560-5906

〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館21階